

議案第45号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

市川市長 田中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成11年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料の表中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料」に、「建築される」を「建築され、又は更新される」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、建替えにより新たに建築されるマンションの各部分の高さ及びマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの制限に関する特例の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。